

## 石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する 政令案の概要

- (1) 石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「法」という。）第36条の政令で定めるところにより算定した額は、当該年度における第一項一般拠出金の返還金の額並びに第一項一般拠出金の徴収及び第一項一般拠出金事務を処理する労働保険事務組合に関する事務に要する費用の額の合計額から法第34条の規定による国庫の負担額を減じて得た額とします。

### 【法第36条】

- (2) 法第37条第1項及び第2項の一般拠出金率は、救済給付の支給に要する費用の予想額、政府からの交付金及び地方公共団体からの拠出金があるときはそれらの額、指定疾病の発生の状況並びに特別拠出金の総額の見込額その他の事情を考慮して定めるものとします。

### 【法第37条第3項】

- (3) 法第47条第1項の政令で定める要件は、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置された工場又は事業場その他環境大臣が指定する調査により石綿が使用されていたと認められる工場又は事業場であって、次のいずれにも該当するもの（以下「特別事業場」という。）を有している又は有していたこととします。

- ① 当該工場又は事業場における石綿の使用量（昭和26年から平成17年までの合計）が1万トン以上であること。
- ② 当該工場又は事業場の所在地の属する市町村において中皮腫により死亡した者の数（平成7年から平成16年までの合計）の年平均数を当該市町村の人口で除して得た数に10万を乗じて得た数が0.553人以上であること。
- ③ 当該工場又は事業場において石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病にかかり、これにより労働者災害補償保険法又は船員保険法の保険給付を受けた者（平成16年度までの合計）（以下「保険給付の受給者数」という。）が10人以上であること。

### 【法第47条第1項】

- (4) 法第48条第1項の特別拠出金の額の算定方法は、特別事業主が有している又は有していた特別事業場ごとに、次に定めるところによ

り算定した額を合算するものとします。

- ① 事業主の負担総額に石綿の輸入量（昭和26年から平成17年までの合計）を石綿の輸入量と全国の保険給付の受給者数に170を乗じて得た数とを合計した数で除して得た数を乗じて得た額に当該特別事業場における石綿の使用量を石綿の輸入量で除して得た数を乗じて得た額
- ② 事業主の負担総額に全国の保険給付の受給者数に170を乗じて得た数を石綿の輸入量と全国の保険給付の受給者数に170を乗じて得た数とを合計した数で除して得た数を乗じて得た額に当該特別事業場における保険給付の受給者数を全国の保険給付の受給者数で除して得た数を乗じて得た額

【法第48条第1項】

(5) この政令は、平成19年4月1日から施行するものとします。

※【 】内は、政令を定める根拠となる法の条項です。